

令和 8 年度 佐世保市予算編成方針

2025.10.24

令和 8 年度の予算編成にあたり、急速に進行している人口減少という喫緊の課題に対処するためには、第 7 次総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」）の基本方針を堅持しつつ、多様な取り組みを通じ、市の持続可能な発展に向けた具体的な施策の推進が求められています。本市が更なる発展を目指すために、令和 6 年度からスタートした後期基本計画の着実な推進を図ることが重要です。令和 8 年度はその 3 年目として、これまでの実施状況を踏まえた効果の最大化を目指す段階に入っていますので、施策の成果にコミット（“責任を果たす”“結果を出す”“約束を守る”）する予算とします。

特に、シティブランディングプロジェクトにおいては、「子育て」「産業」「地域資源」「文化」という 4 つの柱が掲げられており、令和 8 年度にはこれらの柱をさらに強化・展開することが計画されています。この事業の成功は、市民の生活の質の向上と地域の活性化に直結するため、積極的な施策の展開が必要です。

予算要求にあたっては、各部局の部長、副部長、課長はそのマネジメント能力を最大限に発揮し、施策の効率化を常に意識して臨まなければなりません。限られた予算の中で最大の効果を発揮するためには、各施策の優先順位を的確に判断し、最適な資源配分を行うことが重要です。これにより、佐世保市は現行の課題解決に向けた力強い一歩を踏み出すことができます。これらを踏まえ、令和 8 年度予算要求については、以下のとおり行うこととします。

1. 財政運営の考え方

(1) 本市財政の特徴

- 本市の財政は、市税収入などの自主財源が少なく、地方交付税や国・県補助金などの依存財源に大きく依存しています。そのため、地方財政対策等国の政策の影響を受けやすく、また留保財源（標準税収入と基準財政需要額算入額との差）が少ないことで自主的に使える財源が少ない状況にあります。
- 歴史的な都市形成の経緯や、地形等の特徴から、一部の行政サービス（道路や水道管路、支所や消防団の数など）が標準的な都市（普通交付税の算定基礎）と比べ多い傾向にあります。
- 実質公債費比率は低く抑えられており、また財政調整 2 基金（財政調整基金・減債基金）も一定額（標準財政規模の 10% 程度）を保有していることから、一定の健全性は維持しています。ただし、経常収支比率は年々上昇しており、財政の硬直化が進み、政策実行の弾力性が低くなる傾向が続いています。

(2) 財政運営の方針

第7次佐世保市総合計画後期基本計画、第7次行財政改革推進計画の実現可能性や実効性を高めるため、「中長期財政計画」を策定し、計画的な財政運営を行っていきます。

① 持続可能な財政構造の確立

- 適正な行財政規模を見極めつつ、国が示す地方財政対策を踏まえた財政運営を実施
- 行政経営サイクルを通じた自主改善（不断の事務事業の見直し）の確実な実施
- 第7次行財政改革推進計画後期アクションプランを確実に推進
- 「事業評価会議」（副市長レビュー）を通じた既存事業の見直し

② 後年度負担の軽減

○実質的なプライマリー・バランス（基礎的財政収支）の黒字化

市債発行事業については、予算編成段階において一般財源の充当も含め、市債発行の抑制を図るとともに、プライマリー・バランスの黒字化※を確保して市債残高の軽減を図ります。

※）プライマリー・バランスとは、単年の市債発行額が元金償還額の範囲内であるか（範囲内であれば黒字、元金償還額を超える借入を行う場合は赤字）というもの

③ 安定的な歳入確保

○市税徴収率の目標設定

税負担の公平性の確保と行政サービスの安定的提供の観点から、令和8年度の徴収率目標を98.0%程度としています。

○全庁的な債権管理の適正化、更なる未収債権の縮減

○自主財源の増収

- ふるさと納税、企業版ふるさと納税の増収確保策の実践
- 公有財産の活用（土地・建物の売却、貸付、広告収入等）

○他都市の取り組みを積極的に導入

○基金規模の見直し

すべての基金を対象に、規模の適正化を検証

令和7年度の取り組み：奨学基金・市民公益活動団体自立化支援基金・暴力追放推進基金

④ 計画的な財政運営

○財政計画による財源の総合調整、予算フレームの設定

○財源調整2基金の実質的な残高の適正水準の確保

財政調整基金、減債基金の2基金は、将来の財政支出、不測の事態への対応のため、標準財政規模の10%の確保を継続することを目標としています。

また、10%を超える部分は、DX戦略におけるリーディング事業に活用するこ

ととしています。

○健全化判断比率の目標設定

5つの比率※は早期健全化基準以下を維持することを目標としています。

(以下、普通会計決算)

※①実質赤字比率：－、②連結実質赤字比率：－、③実質公債費比率：5.7%、

④将来負担比率：－、⑤資金不足比率：－

○経常収支比率の目標設定

経常収支比率は財政構造の弾力性を測定する比率で、令和6年度決算で95.8%となり、中核市の平均を超過しています。歳出の自由度を増すためにも、人件費、扶助費、公債費の義務的経費やその他の経常的経費をできるだけ圧縮していく必要があります、類団である中核市平均(92.8%)以下を目標とします。

(3) 中期財政見通し

- 政府発表の令和7年9月の月例経済報告では、国内景気の基調判断を「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。」としています。本市の令和8年度の財政見通しでは、市税においては、国の試算を参考に賃金上昇等を反映し一定の伸びを見込んでいますが、市税収入の不足を補うための地方交付税は減少すると見込んでおり、一般財源は令和7年度と同水準もしくは微減で推移するものと考えています。一方で、近年の賃金・物価の上昇傾向から財政需要は増加すると見込んでおり、非常に厳しい財政状況にあります。
- 歳出面では、人口減少に対応するためのシティブランディングプロジェクトの展開や、少子化対策・子育て支援施策等に伴う社会保障関係経費の増加が見込まれるとともに、築40年以上経過する公共施設が一斉に更新時期を迎えることによる施設の維持・更新経費の増加、さらには近年の異常気象への喫緊の対応として、防災・減災、国土強靱化対策のほか、DXの推進や脱炭素化への取り組みなどに加え、佐世保市総合計画後期基本計画に掲げる新たな政策課題にも適切に対応していく必要があるため、令和8年度以降についても着実に実施していくことが求められています。
- 財政収支見通し上、令和8年度は約61.2億円の財源不足となっており、それ以降も毎年度約64億円～80億円を超える財源不足が見込まれることから、厳しい財政運営が強いられる状況となっています。

2. 予算編成方針

各部局における予算要求にあたっては、部局の経営方針に基づき、改革・改善の実現により、限られた行政資源（人・もの・金・情報）を有効活用し、常に「市政に関する経営感覚とコスト意識」を持ち、行政資源の最適な配分に努め、まちづくりの将来像の実現を目指すとともに、将来も持続可能な行財政運営の確保に向けて予算編成を行います。

予算編成は基本的には、行政経営サイクルに基づく予算編成手法をとる必要がありますので、

一般財源推計と各経費等の要求見込み額に基づく財源配分型予算編成を行い、限られた財源のなかで成果向上とコスト縮減、また、行政として「稼ぐ」という視点を持ちながら取組むこととします。

- 1) 「人口減少」という政策課題を解決するため、4つの柱（子育て、産業、地域資源、文化）で構成するシティブランディング事業を展開すること
- 2) 県や部局間の連携を強化し、相乗効果を生み出すことで「効果の最大化」に繋げること
- 3) 官民共創によるオール佐世保の視点で、既成概念にとらわれることなく積極的に新たな仕組みを取り入れること
- 4) E B P Mによる理論構築に努め、適宜適切に説明責任を果たすことにより市民理解の促進を図ること
- 5) 賃金・物価・金利が上昇する中、市民目線、市民の立場に立った施策を展開すること
- 6) 行財政改革（歳入・歳出両面からの収支改善策）を遂行し、財政の健全性を堅持すること

3. 予算要求にあたって

(1) 基本的事項

○ 年間総合予算としての編成であること。

年間総合予算として編成しているため、補正予算も含め全て要求すること。

※) 補正予算も含めた年間予算として財源等も含め調整をしていることから、予算編成中、年度中を含め、補正を要する案件が見込まれる場合は、予算要求後でも漏れ等がないよう財政課予算担当者へ連絡すること。

○ 予算要求は方針等の決定がなされた事業等に限定すること。

方針等決定がなされていない事業等については基本的に予算査定の対象外

○ 事務事業の点検・見直しを行うこと。

「公的関与の基準」（行政経営改革部）や「補助金等見直しガイドライン」（財政課）などの活用、また、「受益者負担の適正化」（財政課）の観点から、事業の点検・見直しを実施するととともに、業務の効率化に向けた取り組みを行うこと。

また、新規事業についても必ず終期設定（基本 3 年間）と成果目標を設定すること。
（サンセット方式）

○ **適正な見積もりによる予算要求を徹底すること。（決算を意識した編成）**

令和 6 年度決算審査において指摘・要望等があったものは、その解決等を図るための予算となるよう、必要な経費を確実に見積もること。

毎年度多額の不用額が発生していること、また、予算見積もりの甘さにより生じる流用では、令和 6 年度の決算審査において厳しい指摘がなされていることから、見積もりの精度向上を行うとともに、決算状況も加味したうえで、適正な積算を行うこと。

○ **各種制度改正等に対し、的確に把握し適切な対応をすること。**

見積りにあたっては、国や県等の予算編成及び地方財政対策の動向に注意を払い、関係府省等からの情報収集に努めるなど適切な対応を図るとともに、法改正や県予算の状況の変化などについては、財政課予算担当者と連携を図ること。（県制度の情報については、県の予算編成の過程で都度、県主管課から情報収集しておくこと。）

○ **歳入の予算要求は漏れなく計上すること。**

所管する主管課は、歳入確保の観点から見込まれるものについては、漏れなく計上すること。また、適正な歳入科目となるよう十分に確認すること。また、予算に計上する歳入については、予算執行時に確実に確保できるよう、予算編成過程での制度の確認、国・県との確認作業も含めた連携をしっかりと図ること。

地方債については、市債残高を減じていくことを念頭に起きつつ、**交付税措置のあるものを基本とすること。**（発行残高のうち、純負担額が増額とならないよう発行総額の調整を図ること。）

○ **補助金等、積極的な財源確保に努めること。**

国県等の補助金等活用できるものについては、制度等を調査・把握し、確実な財源確保に努めるとともに的確に見積ること。特に、10 月 21 日に新しい内閣が発足したこともあり、今臨時国会において「総合経済対策」が策定され、補正予算を成立されることが示されていることから、十分に注視し、適宜適切な対応を図ること。

また、予算計上後における国県等の内示等の状況によっては、必要に応じ陳情等を実施し、財源確保に努めること。

(2) **部局長、政策調整担当課が中心となった部局の予算要求**

- 各部の予算編成にあたっては、部局長自らが、後期基本計画に掲げる重点施策等の実現を目標としつつ、部局の「戦略ファイル」に沿った事業の計上、部内の事務効率化などについて指示・検討を行うこと。
- 予算要求と併せ、部局の「戦略ファイル」（要求時点で修正したもの）「市長レビュー」資料等を提出すること。

※各部局の財政課担当ヒアリングのはじめに、政策調整担当課長より部局の「戦略ファイル」等についての説明をしてください。

- 「佐世保市DX戦略」や「第7次行財政改革推進計画後期アクションプラン」に基づく令和8年度取組については、調整のうえ、適切に予算要求に反映してください。

(3) 「第6次行革計画」で定着した取組の継続実施

将来にわたり安定した行政サービスの提供を維持するため、中期財政見通しで見込まれる恒常的な財源不足の解消に向け改革・改善を行うことが不可避となっています。

- 予算要求にあたっては、以下のことを検討すること。

◇ 事務事業の見直し

事務事業の点検・見直しの重点化（再掲）

◇ 歳入の適正確保

「施設使用料等」においては、利用率等の適正な目標設定に伴う歳入の確保

「非強制徴収債権」においては、適正な徴収目標の設定と徴収率の増、未収債権の縮減

◇ 資産の戦略的活用

「資産活用基本方針」を踏まえた保有資産の有効活用の検討

長寿命化計画等に基づいた、計画的な維持管理の検討（財源確保も含む）

◇ 事務の効率化と経費の節減

長期継続契約や債務負担行為の活用による工期の平準化等、効率的な事業の進捗

◇ 業務の再編

他部局との連携による事業展開や、同種事業の統合等による事業効果・効率性の最大化の検討

(4) 「第7次行革計画」に掲げる取組の実施

「第6次行革計画」の取組継続だけでは収支不足を補うことができないため、「第7次行財政改革推進計画(行革推進プラン)」に掲げる取組みを確実に実施することで、財政健全性の維持を目指します。

＜Ⅰ＞ 業務マネジメント改革

行政経営サイクルの確立、行政のデジタル化等による業務変革、官民共創の推進など

＜Ⅱ＞ 組織・人材マネジメント改革

組織・人材の活性化、内部統制の整備、ワークライフバランスの推進、組織・機構見直し、定員管理 など

＜Ⅲ＞ 財務マネジメント改革

多様な財政手法の導入（推進）、ファシリティマネジメントの推進 など

【基本目標】

- ①職場における改革・改善マインドの醸成 : 目標値 100%
- ②人件費の適正化（標準財政規模に対する人件費の割合）: 目標値 1／3 以下
- ③財政の健全化 : 目標値 26.7 億円

◇メリット制（インセンティブ）の導入

部局長マネジメントにより主管部局が自主的に減員する場合において、減員のメリットを予算編成に反映できる仕組みとする。ただし、②の目標値に向けて、予定どおりの定数管理ができていない場合は、その限りでない。

(5) 公共事業の予算要求

- 補助事業については、原則として、令和7年度の補助事業の予算額をベースとした概算要望と同額で、予算要求とすること。（国の状況により予算編成の中で調整）
- 要求基準枠内の公共事業については枠内の他の事務事業と合わせて調整すること。

(6) 繰出金の予算要求

- 特別会計・企業会計の繰出金については、要求にあたり各会計の今後の収支状況見込み（10年間）とその考え方についての資料を併せて提出すること。

(7) 第7次総合計画の推進・シティブランディング関連予算について

- 第7次総合計画は、市民、事業者、行政等がともにまちづくりをすすめる計画（「まち・ひと・しごと創生総合戦略」）の役割を担っていることから、行政のみならず市民全体で課題を共有し連携した取組みを行いながら、着実に実施することが重要となります。
- シティブランディングプロジェクトについては、すべてを政策推進枠として要求すること。
- 「西九州させば広域都市圏」にかかる重点事業については、関係市町と十分な協議のうえで予算要求を行うこと。
- 「地方創生 2.0 基本構想」（R7.6.13 閣議決定）については、国の予算編成等の動向に注視し、適宜適切に対応すること。
- 第1次国土強靱化実施中期計画（R7.6.6 閣議決定）について、国土強靱化年次計画2025（R7.6.6 国土強靱化推進本部決定）を参考に、国の予算編成等の動向に注視し、適宜適切に対応すること。
- 公共施設適正配置・保全実施計画事業（部位別改修を含む）のうち、今年度、資産経営課との協議・見直しにより実施する事業については、改めて事業精査を行ったうえで、政策推進枠として予算要求を行うこと。
- DXリーディングは、政策推進枠として要求すること。

(8) ふるさと佐世保元気基金充当事業

- ふるさと納税寄附金を原資として創設した「ふるさと佐世保元気基金」の充当事業については、寄附の目的に沿った事業とします。
- 予算要求にあたっては充当できる事業は、財政収支見通し上で充当している事業に限定。
- 「佐世保市ふるさと納税型クラウドファンディング活用ガイドライン」に基づき、本市の魅力向上に資する事業として積極的に活用することとします。

(9) 財源配分型予算編成方式の継続

- 令和 8 年度の予算編成については、基本的に一般財源推計と各経費等の要求見込み額に基づく財源配分型予算編成を継続し、限られた財源のなかで、成果向上とコスト縮減の実現を目指すこととします。
- 政策を推進するにあたり、新たな財源が必要となる場合、廃止も含めた既存事業の再編（改善）を行っていることが前提となります。
- 財源（歳入）についても、他都市の事例を取り入れるなど、積極的に検討してください。
- 義務的経費、準義務的経費、政策推進枠、シーリング対象外については、財政課による一件査定とします。※「経費区分参照」
- 要求基準枠（要求限度額）を設定し、各部局はこの基準の範囲で予算要求するものとします。この要求基準枠については、令和 6 年度予算編成から財政課における査定は行わないこととしていますので、改革改善の方向性と適合した予算措置、事務事業の見直し、事業廃止も含めた財源配分の重点化を部局長によるマネジメントの徹底により対応してください。

(10) 要求基準枠の調整

- 令和 8 年度予算編成にあたっては、政策推進枠の棚卸を行い、各部局に提示する要求基準枠の拡大を図っています。各部局において、部局長マネジメントの下、最大効果を発揮できるよう、要求基準枠の範囲内で要求してください。
- 要求基準枠については、令和 8 年度の一般財源推計から義務的経費、準義務的経費の所要一般財源を差し引いた範囲で、政策推進枠及びシーリング対象外の所要一般財源と調整することとしており、前年度に引き続き、施設等維持管理経費、情報化分等の必要な所要額を措置することとします。

- ① 義務的経費等（人件費、公債費等）
- ② 準義務的経費（扶助費、繰出金、準人件費等）
- ③ 政策推進枠
- ④ シーリング対象外【新規創設枠】
 - (a) 大規模建設事業
 - ・ 単年度の事業費が、概ね 3 億円以上
 - ・ 複数年で総事業費が概ね 10 億円以上
 - (b) 事業評価会議対象事業
 - (c) 政策推進枠の他財源調整済みの事業
 - (d) 平準化しておらず時期が決まっている事業
 - (e) 事業費の変動が大きな事業（ソフト）
 - ・ 時限性あり+一財 1,000 万円程度の変動あり
- ⑤ 要求基準枠
 - (a) 通常枠
 - (b) 施設等維持管理経費
 - (c) 生活関連枠
 - (d) 情報化枠（平年度化したもの）
 - (e) その他

① 義務的経費等について

人件費、公債費、基金造成費、公用車購入費など。

② 準義務的経費等について

自治体として実施することが義務化または準義務化されており、裁量の余地が少なく、任意に削減できない経費、他会計への繰出金及び地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき議会に対して経営状況を説明しなければならない団体に係る市からの支出など。

③ シーリング対象外について

既存事業については、「政策推進枠（令和 7 年度予算ベース）棚卸結果一覧」を、新規拡充事業については、「新規拡充事業フローチャート」を参照してください。

④ 政策推進枠について

令和 8 年度予算編成での政策推進枠は以下の事業となります。

- ◇ シティブランディングプロジェクト事業
- ◇ 公共施設適正配置・保全計画
- ◇ DXリーディング

☆ 現時点での要求見込み額から、一般財源ベースで 8.4 億円の削減が必要であることから、各部局においても、さらなる事業費削減を検討した要求を行うこと。

⑤ 要求基準枠（(a) 通常枠、(b)施設等維持管理経費、(c)生活関連枠、(d)情報化枠(e)その他）

要求基準枠額	=	発射台 (政策推進枠の棚卸含む)	+	物価上昇・賃金等 の上昇分	]	×	フレーム 調整率	+	部局ごと 個別要因
--------	---	---------------------	---	------------------	---	---	-------------	---	--------------

- ①フレーム調整率は、通常枠に対し△ 8 %、施設維持管理枠に対し△ 1 %としています。
- ②部局長マネジメントを発揮することで既存事業を見直し、要求基準枠額の範囲で要求してください。
- ③10月10日（金）に要求基準枠額を提示しています。
- ④要求基準枠額には、物価上昇・賃金の上昇等の影響のほか、部局ごとの個別要因を反映しています。（事前に政策調整担当課を通じ照会を実施しています。）
- ⑤収入の増等改革改善につながる増嵩経費は、要求基準枠額を超えて要求できることとします。（改革改善枠）
- ⑥要求基準枠額が少額（概ね 1 千万円未満）の局室等※は、1 件査定とします。ただし、要求基準枠額は提示し、範囲におさめて要求があった場合は査定しないこととします。

※防災危機管理局・会計管理室・基地政策局・選挙管理委員会・監査事務局・農業委員会

※なお、このシーリング等は、今後の収入見込みなどにより変更することがあります。

4. 特 別 会 計

- 特別会計の予算編成については、従来的一般会計からの繰出しに係る部分の一件査定に加え、一般管理費等の事業費については、一般会計の「⑤要求基準枠(a) 通常枠」に準じた取扱いとしますので、これにより予算要求をするものとします。

5. 予算編成についての今後の課題

- 予算編成過程の“見える化”、“可視化”
 - 市民の皆さんに財政事情・見通しを説明し、理解をいただくこと、また、財源を集中配分しなければならないことを伝えることが、今後の行財政運営では必要となってきます。
 - このため、予算編成過程の“見える化”、“可視化”を前提にした予算編成作業（積算根拠を明確にした「要求」⇒「査定プロセス」の明確化）を図ります。
 - 予算編成方針に掲げる6項目（P4 参照）については、予算編成を通して進捗を管理し、最終報告として取りまとめる予定です。

令和8年度予算編成における財源配分推計(一般会計)

令和7年10月24日現在

①通常収支分

(単位:千円)

区 分	R7年度発射台 (最終予算見込)	R8増減 (推計)	R8要求見込	要調整額	R8予算フレーム	備考(要調整額の内訳など)
A	B	C=A+B	D	E=C+D		
1. 要求基準対象枠	9,829,615	43,634	9,873,249	△ 24,450	9,848,799	
(1) 通常	2,785,915	15,703	2,801,618	△ 126,763	2,674,855	ルール調整率+2%、枠調整率△8%
(2) 施設維持管理	5,384,401	47,589	5,431,990	△ 42,723	5,389,267	ルール調整率+2%、枠調整率△1%
(3) 施設維持管理(電気・ガスのみ)	506,449	0	506,449	△ 414	506,035	ルール調整率±0%、枠調整率±0%
(4) 生活関連公共事業	596,559	0	596,559	17,673	614,232	ルール調整率±0%、枠調整率±0%
(5) 情報化	512,553	△ 301	512,252	151,388	663,640	ルール調整率±0%、枠調整率±0%
(6) 一件査定	19,357	△ 19,357	0	0	0	
(7) 改革改善	24,381	0	24,381	△ 23,611	770	
2. 政策推進枠	994,211	2,921,937	3,916,148	△ 843,441	3,072,707	
(1) シティブランディング事業	599,907	587,968	1,187,875	△ 153,441	1,034,434	事業費の縮減など 中学校給食費無償化の一年生への拡 充相当額(1.5億円)を増額
(2) DX戦略	304,453	31,528	335,981	0	335,981	
(3) 公共施設適正配置・保全計画	89,851	2,302,441	2,392,292	△ 690,000	1,702,292	事業費の縮減など
(4) その他(上記以外)	0	0	0		0	
3. 対象外経費(義務的経費等)	29,622,795	560,351	30,183,146	0	30,183,146	
(1) 人件費	16,313,370	720,105	17,033,475		17,033,475	
(2) 公債費	9,179,090	△ 77,239	9,101,851		9,101,851	
(3) 基金積み立て	3,186,323	△ 20,148	3,166,175		3,166,175	
(4) その他(車両購入、債務負担など)	944,012	△ 62,367	881,645		881,645	
(5) 特殊減	0	0	0		0	
4. 準義務的経費	31,316,809	1,176,714	32,493,523	△ 54,439	32,439,084	
(1) 扶助費など	23,646,529	271,476	23,918,005	△ 43,551	23,874,454	事業費の縮減など
(2) 特別会計繰出金	5,766,709	282,988	6,049,697	△ 10,888	6,038,809	事業費の縮減など
(3) 企業会計繰出金	1,903,571	622,250	2,525,821		2,525,821	
5. シーリング対象外	2,414,162	1,955,374	4,369,536	△ 2,057,670	2,311,866	
(1) 大規模建設	828,691	947,277	1,775,968		1,775,968	
(2) 事業評価会議	839,987	16,623	856,610		856,610	
(3) 財源調整済み	29,594	△ 29,594	0		0	
(4) 未平準化+時限性あり	34,605	343,495	378,100		378,100	
(5) 事業費変動大	668,625	690,233	1,358,858		1,358,858	
	12,660	△ 12,660	0	△ 2,057,670	△ 2,057,670	要求見込額△47.1%程度
歳出充当一般財源合計	74,177,592	6,658,010	80,835,602	△ 2,980,000	77,855,602	
歳入一般財源			74,723,907	3,140,000	77,863,907	
収支差			△ 6,111,695		8,305	

注1) 令和7年度中の税収減、需要増などの状況により、本数値は変動する。

注2) 要求基準枠における要求状況、第7次行革計画での取組効果の状況によっては、シーリングの率を変更する。